

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年1月6日（平成28年（行情）諮問第6号）

答申日：平成28年7月22日（平成28年度（行情）答申第219号）

事件名：背後地から水が流れて来て特定水害が起こったことを示す根拠資料等の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる文書につき、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年6月17日付け国関整総情第178号-1により関東地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

##### （1）審査請求書

不開示の理由ですが、どのような書類を請求されているのか判然としないためとのことですが、E河川事務所から二度呼び出しを受け十分に説明してあります。特定できないというのは担当者の調整能力のなさが原因です。

今回、E河川事務所が出してきたリストが上記のどれに当たるのか私にはわかりません。本当はE河川事務所では、文書の特定は出来ているはずですし、もし本当に特定が出来ないのなら当時の担当者であった国土交通省F河川事務所G出張所の所長に聴取してください。

##### （2）意見書

文書が特定できない事を理由に不開示になりましたが、当初より私は、国に非が無いと言う事を示すと判断に使った資料を見せて欲しいと頼んでおりました。その際に、資料を見たければ情報公開で請求をしてくれと言われたので手続をとりました。

担当事務所で数時間にわたり聞き取り調査を受けました。この段階でどのような資料を要求しているか特定されたはずですが、にも関わらず資料の一覧を出してきて、そのうちに資料を特定するのは私の方だと言う言い方にすり替わっていきました。

国に非が無いことを判断したデータは、判断した人がどのデータを見て判断したのか私には分かりません。何度もお尋ねしましたが回答が得られませんでした。最後まで担当事務所は特定を避けたわけです。

だいぶ長い時間が経過しました。異動で担当者が代わり、最近では「そのようなデータがあるとは言っていない」とか「そういう話はしていない」と前担当者が言っていますと言われるようになりました。今までの議事録を見れば分かることも、うやむやにしたいのでしょうか。もし何もなかったのなら、こんなに長い間、何回も話し合いを重ねたりはしないでしょう。

当初より私が頼んでいます、国に非が無いことを判断した資料を開示してください。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

- (1) 本件審査請求に係る開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、本件対象文書の開示を求めたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、審査請求人がどのような文書を請求しているのか判然としないため、法4条2項に基づき補正を指示したが、審査請求人の回答では文書の特定ができなかったため、法9条2項の規定により、不開示決定（原処分）を行った（平成27年6月17日付け国開整総情第178号-1）。
- (3) これに対し、本件審査請求は、国土交通大臣に対して、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めるものである。

#### 2 審査請求人のいう「今回の水害」について

処分庁に確認したところ、本件開示請求を受けて、処分庁は平成27年5月1日、審査請求人に対し、法4条2項により、本件開示請求書の記載のみでは文書の特定はできないとして補正を求め（国開整総情第178-1号の1）、同月19日、処分庁と審査請求人は、文書を特定するための打合せを行い、処分庁は、文書1の「今回の水害」を、平成25年台風第26号による被害と特定した。

#### 3 平成25年台風第26号について

平成26年1月15日付け総務省消防庁の発表によると、平成25年10月10日21時にマリアナ諸島付近で発生した平成25年台風第26号（以下「台風」という。）は、同月16日明け方に大型で強い勢力で伊豆諸島北部を通過し、その後同日15時に三陸沖で熱帯低気圧となっ

た。

この台風により、東日本、北日本の太平洋側を中心に大雨となった。特に東京都大島町では、1時間に100ミリ以上の猛烈な雨が降り、24時間雨量は824ミリに達するなど、記録的な大雨となった。また、北海道えりも岬では34.9メートル、宮城県女川町では33.6メートル、千葉県銚子市では33.5メートルの猛烈な風を記録した。

#### 4 原処分に対する諮問庁の考え方について

(1) 処分庁は、開示請求書の記載内容からでは、本件対象文書を特定できないという形式上の不備があることを理由として原処分を行っているところ、これに対して、審査請求人は、「特定できないというのは担当者の調整能力のなさが原因」であり、本件対象文書は存在すると主張することから、本件対象文書の特定の可否及び保有の有無について、以下検討する。

(2) 処分庁に対し、本件対象文書を特定できなかった経緯を確認したところ、処分庁は、以下のとおり説明する。

ア 処分庁は、本件対象文書を特定するため、平成27年5月19日に審査請求人と打合せをした。そこで、審査請求人は、本件対象文書について、①「国は以前から内水による被害であると主張しているので、その根拠を示すデータを開示してほしい。」②「前副所長が天災であることを示すデータがあると言っていた。それを見せてもらって納得できれば、今回の件は終りにするつもりだ。」と主張したことに対し、処分庁は、審査請求人が主張する根拠を示すデータとは言えないが、河川管理者が、本件被害は天災であると判断する材料とした文書として、当時水害被害のあった付近の風向・風速のデータ、水位のデータ等を審査請求人に示したところ、審査請求人は、「水位や雨量のデータがほしくて情報公開請求をしたわけではない。納得のいく説明を求めているだけだ。」と主張したため、結局、本打合せでは、本件対象文書の特定には至らなかった。

イ そこで、処分庁は、再度、本件対象文書を特定するため、平成27年6月1日に審査請求人に対し、「写真、水位データ、雨量データ、風向・風速データ、B水門操作日報及びC樋門操作日報」を本件対象文書のリストとして提示した上で、電話により打合せをした。そこで、処分庁は、上記リストは審査請求人が請求するような根拠資料ではないが、上記リストにある様々なデータを念頭に天災であることを経験的に判断しているので、これを特定していただければ開示できる旨を説明した上で、「データを見ていただいてご要望があれば、連絡いただければ説明に上がります。」と伝えた。

また、処分庁は、審査請求人に対し、文書4の動画については、A

市が撮影・保有しており、処分庁では保有しておらず、不開示決定になることについて説明し、審査請求人が開示請求を取り下げる意思を確認した。

さらに、上記アの打合せにおいて、審査請求人が、「前副所長が天災であることを示すデータがあると言っていた。」と主張するので、処分庁は、すでに退職している前副所長にも確認したところ、「天災であると確認できるデータを渡すとは言っていない。」と、前副所長が回答した旨を伝えた。

そして、審査請求人は、「既にもらっているデータはいらない。」とした上で、「データを見させてもらいます。」と補正に応じる意思を示した。

ウ 上記イの打合せを踏まえ、処分庁は、本件対象文書を特定するため、平成27年6月5日に審査請求人に対し、上記イで示したりストから、既に審査請求人に渡している「B水門とC樋門の操作日報」を除いた文書の一覧（以下「特定文書一覧」という。）を本件対象文書として示し、2回目の補正を求めた（国関整総情第178-1号の3。以下「本件再補正要求」という。）。

エ 本件再補正要求に対し、審査請求人は、上記イの打合せで補正に応じる意思を示したにもかかわらず、平成27年6月12日付けの文書で、「お願いし出てきたデータは、川の水位、雨量、水門の開閉時間の表でした。これを見ても今回の水害の水が川から入ってきたものか、内水が掃ききれないで起こったものか分からないので、何を根拠にこれは天災だと判断したのか。」、「私が一貫して言っている事は、国が主張している内水が掃ききれなくて起こった災害である、と判断した資料を見せてほしいということです。」と主張した。処分庁は、上記の審査請求人の主張から、「特定文書一覧」は審査請求人が求めている行政文書ではないと判断した。

また、審査請求人は、上記文書にて、「国は水門の操作に落ち度がないと言っているが、その裏付けは何なのでしょう。その根拠となっている資料を開示してください。」と主張しているが、処分庁が提示した「特定文書一覧」が審査請求人の求めている文書でないのであれば、処分庁は、それ以外の文書は保有していない。

以上のとおり、処分庁は審査請求人に対して、二度も補正を求め、二度の打合せを行い、処分庁が開示できる文書を提示して説明を繰り返したが、本件対象文書の特定に至らなかった。

オ 審査請求人の求める根拠資料は、専門機関により「特定文書一覧」に掲げる文書を分析することで得られるものであり、今回の水害においては分析をしていないため、処分庁は保有していない。

カ 以上から、処分庁が審査請求人に対して提示した「特定文書一覧」は、審査請求人が求めている行政文書に合致せず、これ以上の特定は不可能と判断し、開示請求書に形式上の不備（行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分）があり、原処分を行ったものである。

(3) また、処分庁に対し、「特定文書一覧」に掲げる文書について、それぞれのどのような文書であるか確認したところ、以下のとおり説明する。

ア 写真

特定日時ZのC樋門上流堤内側の冠水状況及び特定日時Xから特定日時YまでのC樋門及び審査請求人所有地周辺冠水状況の写真である。

イ 水位データ（10分データ）

D1・D2・D3・D4上流・D4下流の各観測所で観測した特定日時Vから特定日時Wまでの水位の変動を記録したデータである。

ウ 雨量データ（10分データ）

D6・D3の各観測所で観測した特定日時Vから特定日時Uまでの雨量の変動を記録したデータである。

エ 風向・風速データ

D1・D4の各観測所で観測した特定日時Vから特定日時Tまでの風向・風速の変動を記録したデータである。

(4) 以上のとおり、本件対象文書を特定できなかったとする上記処分庁の説明に、不自然、不合理な点は認められず、首肯できるが、本件開示請求書の記載内容からでは、本件対象文書を特定できないという形式上の不備があることを理由として、不開示とした決定については、処分庁は本件対象文書を特定できないという形式上の不備があることを理由として不開示とした決定については、処分庁は本件対象文書を保有しているとは認められないので、文書不存在を理由として不開示とするべきであったと考えられる。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、諮問庁の上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、本件対象文書を特定できないという形式上の不備があることを理由として不開示とした決定については、文書不存在を理由として不開示とするべきであったが、結論において妥当であると考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年1月6日 諮問の受理

- |           |               |
|-----------|---------------|
| ② 同日      | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年2月8日  | 審査請求人から意見書を収受 |
| ④ 同年6月20日 | 審議            |
| ⑤ 同年7月20日 | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書の開示を求めるものであり、処分庁は、特定文書一覧（別紙の2）を示した上で補正を求めたが、審査請求人がこれに応じなかったことから、本件対象文書を特定できないとして形式上の不備を理由に不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、E河川事務所から二度呼出しを受け十分に説明したので、文書特定できないことはないとして原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、文書不存在の理由を追加して原処分は結論において妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の可否及び保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の可否及び保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、改めて諮問庁に対し、本件開示請求から原処分に至る経緯及び本件対象文書の保有の有無等について確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件は、台風に起因するH川の洪水（以下「本件水害」という。）

により二度にわたり自宅倉庫が浸水被害を受けたとする審査請求人から河川管理者であるE河川事務所担当者に対し、C樋門の開閉に落ち度があったのではないかと問合せがあったため、同担当者が「本件水害は、記録的な大雨により内水があふれて発生した天災であり、C樋門の開閉操作について国に瑕疵はない。」旨説明したところ、審査請求人が同説明の根拠を求めて開示請求を行ったものである。

イ 処分庁は、開示請求書の記載内容から本件対象文書を特定することができなかったため、審査請求人に対し、平成27年5月1日付けの補正通知書を送付し、更に同月19日の面談及び同年6月1日の電話で審査請求人と打合せを行った結果、文書1ないし文書3は、「本件水害は背後地から水が流れて来て起こった」、「審査請求人のC樋門から水が逆流したという主張は誤りである」及び「二次被害が発生したのに、国には責任はない」と河川管理者が判断した根拠資料を求めるものであることが判明した。そこで、同判断は、「写真、水位データ、雨量データ、風向・風速のデータ、B水門操作日報及びC樋門操作日報」を基に経験的に判断したものであることから、審査請求人に対し、これらのデータ等のリストを示して開示可能であ

る旨説明した。また、同打合せにおいて、審査請求人に対し、文書4は、A市が撮影・保有しており、関東地方整備局において保有していないことを説明し、了解を得た。

ウ 上記打合せを踏まえ、処分庁は、本件対象文書を特定するため平成27年6月5日付け補正通知書を審査請求人に送付し、上記リストから既に開示済みの文書を除いた特定文書一覧を示して、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」を文書1ないし文書4から特定文書一覧に掲げる文書に補正することにつき確認を求めた。しかしながら、審査請求人がこれに応じなかったため、処分庁は、特定文書一覧に掲げる文書は審査請求人が開示を求める文書ではなく、本件対象文書を特定できないと判断し、形式上の不備を理由に不開示とする原処分を行った。

エ 河川管理者の上記判断は、特定文書一覧に掲げる文書を基に総合的・経験的に判断したものであり、その判断過程を記述した文書等は作成していない。また、本件水害については、専門機関による分析や調査委員会による調査等は行われていない。したがって、河川管理者の上記判断の根拠資料として保有しているものは、特定文書一覧に掲げる文書が全てである。

オ 文書4については、A市が撮影・保有しており、関東地方整備局は保有していない。

(2) 以下、検討する。

ア 諮問庁から上記(1)イの打合せの議事録の提示を受けて確認した結果、審査請求人が開示を求める文書1ないし文書3は、「本件水害は背後地から水が流れて来て起こった」、「審査請求人のC樋門から水が逆流したという主張は誤りである」及び「二次被害が発生したが、国には責任がない」と河川管理者が判断した根拠資料であると認められる。

イ 諮問庁は、河川管理者の上記判断の根拠資料は、特定文書一覧に掲げる文書であるので、審査請求人に特定文書一覧を示した上で、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」を特定文書一覧に掲げる文書に補正することにつき確認を求めたが、審査請求人がこれに応じなかったため、特定文書一覧に掲げる文書は審査請求人が開示を求める文書ではなく、本件対象文書を特定できないと判断したと説明する。

ウ しかしながら、審査請求人は河川管理者の上記判断の根拠資料の開示を求めているのであるから、対象となる文書であるかどうかは処分庁しか判断することができず、審査請求人对象文書に該当するかどうか確認を求める性質のものではない。したがって、審査請求人が補

正に応じないから、特定文書一覧に掲げる文書は審査請求人が求める文書ではなく、本件対象文書を特定できないとして形式上の不備を理由に不開示とした原処分は妥当ではなく、また、諮問庁が理由説明書述べるように本件対象文書は不存在であるということもできない。

諮問庁の説明によると、河川管理者の上記判断の根拠資料として関東地方整備局において保有しているものは特定文書一覧に掲げる文書が全てであるとしており、そのこと自体は特段不自然・不合理ではないから、特定文書一覧に掲げる文書は本件対象文書に該当するものと認められる。また、関東地方整備局において文書4を保有していないという諮問庁の説明も首肯することができる。

エ したがって、特定文書一覧に掲げる文書（別紙の2に掲げる文書）を特定した上で、改めて開示決定等をすべきである。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定について、諮問庁が本件対象文書を保有していないとして結論において妥当としていることについては、関東地方整備局において本件対象文書に該当するものとして別紙の2に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

（第5部会）

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋



## 別紙

### 1 本件対象文書

文書1 今回の水害で国が主張する背後地から水が流れて来て起こった事を示す根拠資料

文書2 私の主張している事が誤りである事を示す根拠資料

文書3 翌日の二次被害で市役所から水が引いて来たので、もう大丈夫だと言って来たのにも関わらず二次被害が発生してしまったのに国には責任が無いと主張する根拠資料

文書4 二次被害発生時の動画

### 2 特定文書一覧（改めて開示決定等をすべき文書）

#### (1) 写真

ア 特定日時Z A市D3地先

イ 特定日時X～Y A市D3地先

#### (2) 水位データ（10分データ）

ア D1観測所水位データ 特定日時V～特定日時W

イ D2観測所水位データ 特定日時V～特定日時W

ウ D3観測所水位データ 特定日時V～特定日時W

エ D4上流観測所水位データ 特定日時V～特定日時W

オ D4下流観測所水位データ 特定日時V～特定日時W

#### (3) 雨量データ（10分データ）

ア D1観測所雨量データ 特定日時V～特定日時U

イ D3観測所雨量データ 特定日時V～特定日時U

#### (4) 風向・風速データ（10分データ）

ア D1観測所風向・風速データ 特定日時V～特定日時T

イ D5観測所風向・風速データ 特定日時V～特定日時T